

喫緊の教育課題に対応するオンデマンド研修開発

各喫緊の教育課題に対応するオンデマンド研修について、「背景・趣旨」「研修内容例」を踏まえた上で作成すること。以下の課題以外で喫緊の教育課題として研修の作成が必要な場合、「【課題 12】その他の喫緊の教育課題に対応する研修」のとおり、政策や現場の現状を十分に分析した上で作成すること。

【課題 1】英語以外の外国語教育

1. 背景・趣旨

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、多様な外国語を学習する機会を提供することは、言語やその背景にある文化の多様性を尊重することにつながる、と述べた上で、国に対し、英語以外の外国語（以下、「多様な外国語」という。）の教育について、領域別の目標を設定して作成するカリキュラムの研究や研修、教材開発などの取組を支援することを求めている。

小・中・高等学校の外国語教育の充実に関して、多様な外国語を学習することを通して、言語やその背景にある文化の多様性への理解を深めるため、多様な外国語の教育における領域別の目標を設定したカリキュラムの作成等に関する研修が必要である。

このため文部科学省では、事業を通じて多様な外国語の教育のガイドラインとして「フランス語の学習指針」「外国語の授業づくりの手引き」を作成しているところである。一方、当該事業で得られた知見は、全国の教師が学べるようなオンデマンド研修ではないこと、具体的な授業動画や教材などを踏まえた、より実践的な成果物の完成には至っていないことなど、一層の推進が望まれる。こうした状況を踏まえ、研修を充実する必要がある

○参考

- ・グローバル化に対応した多様な外国語教育推進事業（慶應義塾大学）

<https://user.keio.ac.jp/~yamashita/gaikokugokyoten/>

2. 研修内容例

- ・多様な外国語（フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、スペイン語等を想定）について、授業動画や指導資料を通して具体的な指導方法を学べるもの 等

【課題 2】英語におけるパフォーマンス評価**1. 背景・趣旨**

生徒の英語力の測定については、文部科学省の英語教育実施状況調査において「英語能力に関する外部検定試験」の結果の他、CAN-DO リストに基づく事項でのパフォーマンステストの結果等により英語担当教師が判断することとしている。

文部科学省としてパフォーマンス評価の具体的な方法を示しておらず、英語担当教師の判断に委ねているところ、生徒の英語力の把握がより客観的に行われるよう、教師の判断に資する動画が必要である。

2. 研修内容例

・「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」の 5 領域ごとに、パフォーマンステストにおいてどのレベルであれば CEFR A1、A2、B1 レベル相当にあたるかを具体的に示すもの

【課題 3】教師を目指す学生・教師の英語力向上**1. 背景・趣旨**

令和 2 年度から、英語教育を抜本的に強化した学習指導要領を順次実施しており、文部科学省及び各教育委員会においては、その着実な実施に取り組んでいるところである。「第 4 期教育振興基本計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）では、以下のとおり定めている。

・各都道府県等の負担軽減など必要な改善を行いつつ、「英語教育改善プラン」の策定とそれに基づく計画的な取組を促し、英語教育実施状況調査等を通して継続したフォローアップを行うことにより、PDCA サイクルを着実に機能させ、生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。

また、外国語（英語）コアカリキュラムでは、英語科に関する専門事項として、英語コミュニケーションの全体目標を以下のように示している。

・中学校及び高等学校において、生徒の理解の程度に応じた英語で授業を行うための英語運用能力を身に付ける。英語運用能力としては CEFR1 B2 レベル以上を目標とする。また、生徒に対して理解可能な言語インプットを与え、生徒の理解を確かめながら英語でインタラクションを進めていく柔軟な調整能力を身に付ける。

一方で、令和 5 年度英語教育実施状況調査によると、教師の英語力（CEFR B2 レベル相当以上）は中学校において 44.8%、高等学校において 80.7%に留まっているのが現状である。

教師を目指す学生や教師が英語力を向上させる機会の保障に向けて、至急研修環境を整備する必要がある。

○参考

第4期振興基本計画

https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_oseisk02-100000597_01.pdf

2. 研修内容例

- ・教師や教師を目指す学生の英語力（授業等における英語運用能力等）の向上に係るもの

【課題4】英語担当教師の指導力向上

1. 背景・趣旨

令和2年度から、英語教育を抜本的に強化した学習指導要領を順次実施しており、文部科学省及び各教育委員会においては、その着実な実施に取り組んでいるところである。また、「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）では、以下のとおり指標を設定している。

- ・英語力について、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5年後目標値：6割以上）
- ・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合を5年後までに5割以上にすることを旨とする
- ・特にグローバルに活躍することが期待される層の拡充に向けて、高等学校卒業段階で CEFR の B1 レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加（5年後目標 値：3割以上）

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、児童生徒の英語力向上のため教師の指導力向上を図ってきているが、取組状況に地域差があるのが現状である。教師が学び続けられる機会の保障に向けて、至急研修環境を整備する必要がある。

2. 研修内容例

- ・英語教育の現状や、英語習得に関する指導理論等を踏まえた研修内容を設定し、実際に理論に基づいた実践が学べる内容
- ・教師と ALT 等の外部人材が、それぞれの特質を生かして連携して行う指導方法を学ぶ内容

【課題 5】学校における男女共同参画の推進**1. 背景・趣旨**

学校現場等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を植え付けられることによって、児童生徒等が自身の可能性を狭めてしまう可能性が指摘されている。児童生徒が固定的な性別役割分担意識等にとらわれず、多様な選択肢の中から進路選択を行うためには、教員自身が固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付き、学校の日常において適切な教育指導を行っていく必要がある。

また、理工系人材が不足する中、学部における理工農系分野の女子学生比率が低い現状を踏まえ、文部科学大臣より大学進学を考える女子生徒に対し、理系は「男性の職場」といった固定観念にとらわれず、自分自身が興味を持てる分野、得意な分野を徹底的に追求し、自らの可能性を広げてほしい旨のメッセージが出されている。（令和 4 年 5 月 24 日）

また、男女共同参画会議の下に設置された「計画実行・監視専門調査会」において、第 5 次男女共同参画基本計画の中間フォローアップの報告を行ったが、委員より、「科学技術・学術における男女共同参画の推進」の観点で、理系分野への進路選択の支援となる職業における将来の具体的な活躍イメージを持つことができるような取組の推進、児童生徒、保護者、教員を含めた意識啓発の推進をすべきといった御意見を頂戴している。

このような背景から研修環境を整備する必要がある。

○参考

・女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）（P4-5）

https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2024_honbun.pdf

2. 研修内容例

学校における男女共同参画の現状・データ（男女共同参画に関する国の方針、大学・大学院に占める女子学生の割合（専攻分野別）等）、アンコンシャス・バイアスを紹介し、いわゆる「隠れたカリキュラム」を学ぶ、教育現場の身近な場面（例えば、家庭科実習や理科実験、学校行事（体育祭）、進路指導等）における教育指導上の配慮事項等の解説やワーク等。

※受託者はジェンダーの視点を踏まえて研修を作成すること。

※女子児童生徒への配慮だけでなく、男子児童生徒への配慮（「男らしさ」を押し付けない等）についても盛り込むこと。

○参考

※既に国の委託事業等で作成した研修プログラム等がある。受託者はこれらを十分に参考にして研修を作成すること。

- ・「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」（国立女性教育会館）
<https://www.nwec.go.jp/about/publish/kyoin-program.html>
- ・「学校における男女共同参画の推進（校内研修シリーズ）」（教職員支援機構）
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/117.html>
- ・「アンコンシャス・バイアスを払拭して女子生徒の理工系進路選択を応援しよう」（内閣府）
<https://www.youtube.com/watch?v=j97LxeLB-TQ>

【課題 6】情報教育・プログラミング教育

1. 背景・趣旨

情報活用能力は、学習指導要領において、言語能力、問題発見・解決能力と同様に、「学習の基盤となる資質・能力」として位置づけられている。情報活用能力育成のためには、GIGAスクール構想に基づき整備された一人一台端末の利活用の日常化の促進や、プログラミング教育の充実などに向け、研修を通じた指導力向上を図る必要がある。

2. 研修内容例

- ・高等学校情報科に関する内容
「情報Ⅰ」「情報Ⅱ」、専門教科情報に関する学習内容のわかりやすい解説や、体験的な学習ができるもの
- ・プログラミングに関する内容（解説動画、視聴者が自分で体験できる研修等）
 - 小学生を対象としたコンピュータによるプログラミング教育
 - 中学生を対象としたコンピュータによるプログラミング教育
 - 特別支援学校をはじめとする障害のある児童生徒向けのプログラミング教育
 - 中学生を対象とした技術・家庭科（技術分野）内容「D 情報の技術」
 - 高校生を対象としたプログラミング教育
 - デジタル関連部活動等の活動で利用できるもの
 - 情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等の育成のための指導に関するもの
- ・文部科学省が策定する「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえた、学校現場における生成 AI 等の利活用に関するもの
- ・その他小・中・高における情報活用能力の育成に関するもの 等

【課題 7】学校における男女共同参画と女性活躍の推進（管理職対象）**1. 背景・趣旨**

第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月閣議決定）では、改めて指導的地位への女性参画拡大の重要性が示されている。学校教育分野においては初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合は増加傾向にはあるが、政府全体として目指す 30%には届いていない状況である。また、中学校、高等学校と学校段階が上がるごとに割合は低くなっている。これは国際的にも低い水準となっている。更に、第 5 次男女共同参画基本計画では、「指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が 30%を超えて更に上昇し、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」としており、教育分野においても早急に取組を強化する必要がある。

このような背景には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、女性が十分に能力を発揮できない職場環境や慣行の存在が指摘されている。

多様性が確保されていない組織では時代に即した柔軟な対応や意思決定が十分になされない可能性がある。また、女性の働きやすい職場は男性にとっても働きやすい職場となる。このように女性管理職拡大は喫緊の課題であり、至急研修環境を整備する必要がある。

○参考：第 5 次男女共同参画基本計画（P1、P13、P111、P114）

<https://www.gender.go.jp/about/danjo/basic/plans/5th-2/pdf/print.pdf>

2. 研修内容例

学校における男女共同参画の現状・データ（女性管理職拡大に向けた国の方針、女性管理職比率の現状 等）、女性管理職登用の課題（固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス、女性のキャリア形成過程における家事・育児負担の問題 等）、女性管理職のロールモデル（キャリア形成の事例）の紹介、女性が活躍できる職場環境づくりの事例紹介（学校、教育委員会）。

※受託者はジェンダーの視点を踏まえて研修を作成すること。

【課題 8】コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（管理職等対象）

1. 背景・趣旨

地域における教育力の低下や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化等が指摘される中において、学校や地域が抱える課題に対応するとともに、現行学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」や学校における働き方改革を実現していくためには、学校と地域（社会教育人材を含む。）の連携・協働を進めていくことが必要であり、近年その重要性がますます高まっている。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進している。

特に、コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会の設置が平成 29 年に教育委員会の努力義務となって以降、大きな広がりを見せており、令和 6 年 5 月時点で全国の公立学校（初等中等教育段階）の半数以上（58.7%）に導入されるとともに、域内全ての学校に導入する教育委員会も増えている。このため、管理職を中心とした学校関係者にとっても、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の趣旨や意義、有用性等について理解を深める必要性が増している状況である。

2. 研修内容例

- ・管理職を中心とした学校関係者が、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の趣旨や意義、有用性等（地域学校協働活動推進員、地域人材・社会教育人材との連携も含む。）について理解を深めることができるもの

- ・汎用的な内容となっており、特定の地域を対象とするものではなく、全国的に活用できるもの 等

【課題 9】研修受講履歴を活用した対話と奨励（管理職対象）

1. 背景・趣旨

グローバル化や情報化の進展により、教育を巡る状況の変化も速度を増している中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっている。このような社会的変化、学びの環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現する「新たな教師の学びの姿」として、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けること、一人一人の教師の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教師同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となる。こうした新たな教師の学びを実現するため、教育公務員特例法の改正により、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成及び当該履歴を活用して学校管理職等と教員等とが資質の向上に関する指導助言等を行う仕組みが整備された。

この仕組みは令和 5 年 4 月から開始したばかりであり、現場における実績が少ないため、

効果のあった事例を学べる研修を整備する必要がある。

2. 研修内容例

・記録のみを参照して単に教員が受講したい研修を奨励するに限らず、教員本人の課題意識や学校管理職から見た教員の状況を考慮した上で奨励するなど、より良い対話と奨励を進めるにはどのような工夫があり得るか参考にできるもの

【課題 10】児童生徒性暴力等の未然防止、早期発見及び対処等

1. 背景・趣旨

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）が令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことを踏まえ、全ての教育職員等が法の内容を理解し、児童生徒性暴力等の防止等に向けて適切に対応することができるよう、各教育委員会において、教育職員等に対する研修の実施や相談窓口の設置、事案発生時の迅速な対応等が求められており、教育職員による児童生徒性暴力等をなくすためにも影響の重大性や適切な対応を知る必要がある。

2. 研修内容例

- ・児童生徒性暴力等の未然防止のための効果的な児童生徒等への発達段階に応じた啓発内容・時期・方法、校内環境の整備、早期発見のための児童生徒等へのアンケート項目・ICT 機器等を活用した結果分析・プッシュ型の相談支援体制構築、これらを実効あるものにするための服務規律や校内体制の構築、校内など、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処のために学校及び学校設置者が行うべき取組の理論的背景と具体的な実践内容を解説
- ・児童生徒性暴力等の事実があると思われるときにおける、学校等への通報・報告や事実確認におけるフォーマット例や留意事項、専門家の協力を得て行う調査等の実施方法、被害児童生徒等への対応にあたり、スクールロイヤーや公認心理師等の専門家へ相談すべき内容を解説 等

※ 法の基本的内容については本事業における過去採択事例等によって既に整備されていることから、今回の公募に際しては、特に「児童生徒性暴力等の早期発見」や「児童生徒性暴力等への対処」に関する実践的な内容を中心に扱う研修動画を募集する。

※研修動画の作成に当たっては、文部科学省において令和 4 年度に作成した以下の各動画についても最後で簡単に紹介していただきたい。

「児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画」

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html

「児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向

け研修用動画」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html

※「児童生徒性暴力等」の定義については、令和 5 年 7 月に施行された、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 66 号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和 5 年法律第 67 号）により新設等された罪に当たる行為が定義に追加されていることに留意すること。

「児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

【課題 11】地域や関係機関等と連携した学校安全の取組の推進

1. 背景・趣旨

学校の努力だけでは防止できない事案（地震などの自然災害、不審者侵入事件、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等）が顕在化する中であって、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりを進めるためには、学校のみで取組を進めるのではなく、各地域における課題等を踏まえつつ、地域や関係機関等との連携体制整備や学校安全の中核を担う教職員及び校内体制の整備充実、教職員の学校安全に関する資質能力の向上とそれを支える環境整備を進めることが重要であることが、令和 7 年 3 月 3 日付けの「学校安全の推進に関する有識者会議 審議のまとめ」において提言されたところである。

今後、国においては、各地における取組を効果的に後押しするべく、提言を踏まえ、好事例の収集・展開を含む情報発信や助言、研修実施などに取り組むこととしており、こうした施策推進に資する研修コンテンツの開発が大いに期待される。

参考：

○「第 3 次学校安全の推進に関する計画」令和 4 年 3 月 25 日閣議決定

https://www.mext.go.jp/content/20220325_mxt_kyousei02_000021515_01.pdf

○学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりに向けて～審議のまとめ

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/047/mext_00002.html

2. コンテンツ内容例

- ・校長や各学校における学校安全の中核を担う教師（中堅教諭を想定）を対象とした、事件・事故・災害等発生時に、全ての教職員が迅速かつ組織的に対応できるようにするための取組の推進に関する内容
- ・校長や各学校における学校安全の中核を担う教師（中堅教諭を想定）を対象とした、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みの活用により学校安全の取組を充実させる具体的手法に関する内容
- ・校長や校長となることが期待されている者を対象とした、学校安全の観点を踏まえた学校経営方針の提示や組織づくり、学校外とのコミュニケーション、危機管理等のマネジメント、アセスメントやファシリテーションに関する内容

【課題 12】学校管理職に求められる能力（管理職対象）

1. 背景・趣旨

令和4年8月31日に「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が改正され、教員のみならず校長の指標も別に作成することが示された。

この中で、校長に求められる資質については、従来より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に様々なデータや学校が置かれた内外の環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められることが示された。

特に目指すべき学校運営の方向性を示すためには、学校の状況や組織の課題を適切に把握するため、様々なデータを収集・整理・分析して教職員間や学校運営協議会で共有したり、これらの情報を踏まえて、新たに取り入れるべき知識や技能に関して、教職員間で認識を共有したりすることが必要である。また、学校運営協議会などの学校・家庭・地域等の関係者間の協議における学校運営改善に向けた相互作用の促進も必要であり、こうした能力を身につけるための研修環境を整備する必要がある。

2. 研修内容例

- ・アセスメント、ファシリテーションに関する基礎的な知識等の解説
- ・教師が安心して職能開発できる環境の整備や学校運営の持続的改善に向けた家庭や地域、関係機関との共同体制の構築等、能力の育成に関する具体的内容 等

【課題 13】最新の知識等を学ぶための体系的なコンテンツ

1. 背景・趣旨

学校教育が抱える様々な課題に対応し、質の高い教育を実現するためには、教師一人一人の専門性を高めるとともに、民間企業等の勤務経験のある教師などを取り込むことで、教職員集団の多様性を高めることが重要であり、そのためにも民間企業等の経験者の学校現場への入職を支援し、学校現場の多様性を確保することが求められている。これらの者が、教師に共通的に求められる資質を身に付け、円滑な入職につなげるためには、採用前後の適切な時期に、基本的な教職教養や最新の教育事情、児童生徒に対する理解、指導方法等に関する研修を実施することが必要である。

一方、近年、全国的に発生している、各学校の実際の教員配置数が、各自治体が設定した配置教員数を満たしていない「教師不足」については、令和3年度始業日時点で2,558人（5月1日時点：2,065人）、それ以降も改善していない自治体も多いなど、厳しい状況にある。こうした中で、教師のなり手を発掘するため、育児や介護等の理由により教師を退職し長らく教職から離れている者や、教員免許を有するが民間企業に就職している者、教職に関心があるが普通免許状を有さない民間企業等経験者等の学校現場への入職を支援することが重要である。

特に、入職者の不安を軽減し、円滑な入職につなげるためには、任命権者は、最新の教育事情等に関する研修等を適切な時期に実施することが重要になる。

2. 研修内容例

教職員支援機構（NITS）のHPで公開されている「基礎的研修シリーズ（教職スタート講座 小学校編）」（注1）やPlant上で公開されている「ペーパーティーチャーが教壇に立つために（兵庫教育大学）」（注2）等の既存コンテンツの内容も踏まえ、例えば中学校や高等学校向けの内容に特化するなど、差別化を図った上で、以下の観点などから研修コンテンツの開発をすることが考えられる。

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や、GIGAスクール構想に基づき整備された端末の利活用など、「日本型学校教育」の現状の紹介

- ・学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、ICTや情報・教育データの利活用、教育法規などに関する最新の知識技能に関するもの（主に、現職以外の免許保有者向け）

- ・教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、ICTや情報・教育データの利活用、教育法規などに関する基礎的な知識技能に関するもの（主に、特別免許状や臨時免許状による入職者向け）

- ・学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、子供たちの状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育

む「日本型学校教育」についての紹介（特に、特別免許状や臨時免許状による入職者向け）

- ・ALT 等を経験して、特別免許状等により教員として入職した者向けのもの（日本の学校制度の紹介や日本型学校教育の特徴、学習指導要領の解説など）

- ・民間企業等に勤務後に入職した者が、自らの経験に基づき教職の魅力などを伝えるもの（現職以外の免許保有者や、教職に関心のある社会人向けに、入職の後押しに繋がるようなもの）

- ・入職する上での不安を軽減するため、学級運営や保護者対応、地域連携、事件事務対応などの実践事例を学べるもの

（注1）「基礎的研修シリーズ（教職スタート講座 小学校編）

<https://www.nits.go.jp/materials/basic/>

（注2）ペーパーティーチャーが教壇に立つために（兵庫教育大学）

<https://plant.nits.go.jp/trainings/view/76426>

※Plant アカウント（ゲストアカウントも可）でログインの上、ご覧ください。

【課題 14】その他の喫緊の教育課題に対応する研修

上記課題の他に、喫緊の教育課題に対応する研修に関して申請することは可能。ただし、他の教育課題と同様にエビデンスに基づき、当該課題や現場における現状を十分に分析した上で申請すること。